

介護保険 要支援・要介護認定の申請代行の取り扱いについて(1)

担当:日向市 高齢者あんしん課 介護認定係
電話:0982-66-1023

本市では、従来から介護保険法第27条に基づき、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設が要介護認定の申請代行を行っていましたが、下記のとおり、取扱いの変更を示しておりますので、ご確認いただき、今後ともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 変更内容

要介護認定申請希望者の要介護認定の申請代行について、医療機関が行っても申請を受け付けることとしました。

ただし、申請代行に係る報酬を得る場合は除きます。

なお、要介護認定申請の流れについては、次のとおりですので、対応をお願いいたします。

< 流れ >

- (1) 要介護認定申請希望者（家族を含む。）と面談を行っていただき、介護保険サービスの利用意向について確認を行ってください。
- (2) 面談の結果、介護保険サービス（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の利用希望がある場合は、以下の取り扱いをお願いいたします。

介護保険 要支援・要介護認定の申請代行の取り扱いについて(2)

要介護認定申請希望者が、要介護認定申請手続きに高齢者あんしん課に”来庁できない”場合で、医療機関が申請代行する場合。

- (1) 『**介護保険 要介護・要支援認定申請における手続きにおける委任状**』(※様式添付あり)と『介護保険 要介護・要支援認定申請書』を、要介護認定申請希望者に記入をお願いしてください。
- (2) 『介護保険 要介護・要支援認定申請における手続きにおける委任状』と『介護保険 要介護・要支援認定申請書』の提出については、『直接、高齢者あんしん課窓口』又は、『高齢者あんしん課宛に郵送』でお願いします。
- (3) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に当該申請希望者の情報の引継ぎをお願いします。

●申請受付の取り扱いについて

『介護保険 要介護・要支援認定申請における手続きにおける委任状』と『介護保険 要介護・要支援認定申請書』を提出する際は、下記の2点を確認してください。

① 介護保険 要介護等認定 新規 更新 区分変更 転入申請書の があるか。

②

申請年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

 の記入漏れがないか。

●署名欄の記載について

被保険者本人(以下、本人という)が署名ができない場合は、

①署名は本人の氏名を(代筆)し、②代筆者署名、③代筆者と本人の続柄を記載してください。

本人署名 _____

代筆者署名 _____

(続柄) (_____)

介護保険 要支援・要介護認定の申請代行の取り扱いについて(3)

要介護認定申請希望者が、要介護認定申請手続きに高齢者あんしん課に”**来庁できる**”場合。

要介護認定申請希望者または、家族に、以下の内容をお伝えください。

(1) 介護保険被保険者証・医療保険被保険者証を、高齢者あんしん課窓口（1階11番）に持参すること。

（※交付を受けていない場合は必要ありません。）

(2) 要介護認定申請希望者の概況について、次の事項を高齢者あんしん課窓口で確認すること。

●介護保険 要介護・要支援認定申請書の表面にある「入院日」・「退院見込日」・「主治医」

●介護保険 要介護・要支援認定申請書の裏面に示してある下記の内容

※病歴・身体機能（麻痺・歩行）・意思の伝達・認知症の有無・認定調査の日程調整時の連絡先・利用希望するサービス内容

●担当医療ソーシャルワーカー・退院支援看護師名

【医療機関へお願い】

ご家族が高齢者あんしん課窓口に来庁した際、上記（2）のことを確認すると、ご家族が把握されていないことがあります。

➔ 協力可能であれば、『**介護保険 要介護等認定申請に伴う基本情報**』（様式添付あり）を**医療機関にてご記入いただき、ご家族が高齢者あんしん課窓口に来庁する際に、持参**をしていただけるとありがたいです。

介護保険 要支援・要介護認定の申請代行の取り扱いについて(4)

2. 参考資料

全国介護保険担当課長会議資料（平成11年9月17日開催）

■要介護認定の申請について

要介護認定の申請は、被保険者本人の意思に基づくものである必要がある。しかしながら、申請書を、市町村の窓口に出すものは、被保険者本人である必要はなく、本人が適切に提出を依頼したものであれば、誰であっても可能。これは、申請の「代行」という位置付けになる。（法的には「使者」に当たる）

また、被保険者本人が要介護認定の申請にかかる法律行為を行うことを第三者に対して「授権」した場合については、当該第三者は本人の「代理」として、要介護認定申請が可能。

なお、代行にしても代理にしても、第三者の範囲に特段の限定はない。

■介護保険法の代行申請規定の趣旨

介護保険法第27条第1項ただし書は、社会保険労務士法の特例である。

社会保険労務士法第27条は、他法令に規定がある場合を除き、社会保険労務士でない者に対し、他人の求めに応じ報酬を得て、業として介護保険法に基づく申請を代行または代理することを禁じている。

従って、報酬を得て、業として（つまり、反復・継続して）、要介護認定の申請代行又は代理を行うのは、社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に限定されるということになる。

なお、報酬を受けないというのであれば、これら以外の者について、申請の代行又は代理を行うことは当然に可能である。